

審 議 結 果

審議会等名称

神奈川県統計報告調整審議会

開催日時

平成30年7月25日（水曜日）10時から12時

開催場所

かながわ県民センター 12階

出席者【会長・副会長等】

森崎初男【会長】、岡部純一【副会長】、
安達佳子、伊藤匡美、新瀧健一、平湯直子、三井康正

審議経過

【諮問案件1「委託業務に係る賃金実態調査」】

（森崎会長）会計局調達課が実施を予定しております諮問案件1「委託業務に係る賃金実態調査」について審議します。それでは、この調査について諮問依頼課から説明をお願いします。

<調達課から調査内容を説明>

（森崎会長）ありがとうございました。ただいま、説明のありました調査内容につきまして、ご意見のある方は発言をお願いします。

（岡部副会長）かなり複雑で難しい調査ではないかなと思います。どうしてかということ、前回調査もそうですけど、職種がかなり異なり、パートタイマーや、非正規の方が多く含まれる調査と見受けられるからです。そうすると雇用の形態や賃金の形態がすごく複雑になると思われるので、結構複雑で難しい調査というふうに私はお見受けしました。こういう調査に参考となるような他の同様の政府調査とか、そういうものを参考にされたのですか。

（調達課）すみません、平成25年当時の記録を読み返してこなかったのです。申し訳ございません。

（岡部副会長）例えばですね、どういうところがすごく複雑だと思われるかということ、これ対象賃金ってというのは1ヶ月を対象にしたものですか。

（調達課）そうですね、はい。

(岡部副会長) 12月の人に対しては12月31日まで、12月に調査対象賃金がなかったら11月まででもいいよと言っていますが、それは、11月までの1ヶ月ということですか。

(調達課) そうですね。はい。

(岡部副会長) それだと調査対象賃金が、10月になればどうなるかなど、少々複雑でわかりにくい。

(調達課) 最低賃金が10月を境に切り替わりますので、それが反映される11月中にお支払いになるお給料につきましては、最低賃金改定後のものになるだろうという予測のもとにですね、11月と12月の2か月にいたしました。当初はですね、この、調査対象期間を12月の一月のみでやっておったんですけど、年を追うごとに若干ちょっと回答率が下がってまいりまして、その関係もありまして、なるべく多くの事業者さまの方から回答をいただきたいということで、中には今、県もあちこちで庁舎の大規模改修とかですね建て替えとかですね、色々そういうことをやっておりまして、委託契約につきましても通年で通常であれば契約をしてもらうんですけども、中には年度の途中までしか、契約期間を設けられないというような場合もあるので、そのあたりも拾おうかというところで、12月まで契約期間がない場合でも、11月の終わりまでで、契約期間が満了してしまった場合でも、11月の分、一月分で報告してもらおうということで、対象者を少しでもちょっと多めにとれないかということでやってみた形でございます。

(岡部副会長) その場合に聞き方として「1ヶ月が対象なんだ」と、もし例えば11月を対象としたとして、「1ヶ月を対象とした質問なんだ」ということを分かりやすくできないだろうかと思いました。なんかちょっと読んでてわかりにくいんですよ。つまり、賃金だとか、労働日数とかを答えなければならぬんだけど、例えば、11月、12月の2ヶ月分答えちゃったとか、11月までっていうと11月の前の分まで含めて答えてしまったという混乱が起きないかなど。

(調達課) そうですね。

(岡部副会長) まあそれは少し工夫していただければ、というのが1点目です。いずれにしても1ヶ月にしぼって、ここを集中的に聞かなきゃいけないということだと思うんですね。雇用形態や賃金形態がいろいろですからね。そういう意味でも複雑だなと思いました。2点目として、どういう手当をもらっているのかについて、この手当を含めてこの手当を含めないでとか、諸手当のうち現場作業に対する任務・能力・就労奨励に係る手当を別に答えてくれるよう言って、さらに、補助的な手当というものについても別に答えてくれと言っている。この辺は回答者の方に手当の区分などがちゃんと伝わるのか、すごく複雑そうに思いました。賃金を聞く場合、時間外手当を含めてはいけないとかも指示している。いろんな諸手当があって、補助的な手当、今言った、任務の能力に関わる手当というのが二段階あったうえで、さらに残業手当だとか、各種通常の手当を超えた特殊用務手当、これは含めてはいけないとしているわけですよ。そうすると、諸手当で二段階まずあって、それ以外にさらにこういう手当を含めてはいけないという、三段階のただし書きをしていることになるので、答える方としてはかなり複雑な質問をされていると感じると思います。これは聞く内容が複雑なので仕方がない

ことなのですが、そのところに混乱が起きないかどうか、前回の調査でも混乱が起きなかったのかどうか、そのところをお聞きしたい。

(調達課) これ平成25年度からずっと継続して行っておりまして、県の入札参加資格者の中で、今回調査対象にしております、最低制限価格が設定されているような事業に受託する方というのは、結構その、それなりに固定化してくるというところはありまして、調査開始当初は、色々、こちらからもいろいろ補正とか、これどうなんだろうって形でいろんな問い合わせの連絡等はされたと思いますけども。昨年度につきましても、送っていただいたものの中で、こちらで集計をしていく間に、ここはちょっと違うんじゃないのか、どういうことなのかってところは全て連絡をした上で集計しておりますので、集計に当たって、誤り等は特には生じていないですが。

(岡部副会長) そうなんだあ。調査票がとれたあとに、やり取りをするんですね。

(調達課) はい。

(岡部副会長) 確認をするんですね。それは必要なことかもしれないですね、すごく複雑ですもんね。

(調達課) そうですね、はい。

(岡部副会長) 大変な調査、すごくやる価値のある、意義のある調査だとは思いますが、すごく難しい雇用形態、賃金形態の方が含まれているので、その辺のやり取りが大変だなと思っていました。でも今の話ですと、事後的にそういうやり取りをやられているということですね。

(調達課) やっております、はい。この最低制限価格を設定している業種というのはですね、人件費比率が高い業種にスポットを当てて、設定しているというところがありまして、そういう中には、庁舎清掃でありますとか、警備とか、正規職員の方よりもパートタイマーの方とかが多いような業種もどうしても含まれてまいりますので、そういう方の場合の時間当たりの単価をきちんと把握する形にしないと調査が成り立っていかないというところがありまして、最低制限価格を設定しているにも関わらず、人件費に十分、要は、委託先に県がお支払いしたものが回っていかないということになりますと、それは、最低制限価格制度を導入した意味がなくなってしまうので、そこを検証するという意味で、ちょっとどうしてもやらざるを得ないかなと。

(岡部副会長) その政策意図に関しては、前回の県土調査のときに、私の方ですでに十分理解しているつもりです。ただ、少し答えるのが難しい調査ですね。例えば、時間外手当とか残業手当を含めると、最低賃金を計算しようとしてるのに、それを含まれると困りますものね。

(調達課) まあ、そうですね。

(岡部副会長) 答える方がそれを間違えて入れちゃったらどういうことになるのか。そういうトラブルが起きないか。諸手当についても、こういうふうに区分けしてほしいんだけど、そこで混乱が起き

ないかなど気になりました。やり取りを事後的にやられているのであれば、そこは何とかなるのでしょうかね。

(森崎会長) 関連して私もお伺いしたいですけれども。最低賃金に関わっているところが主たる目的であると思うんですけれども、諮問案件1の前回報告結果を見ますと、回収率が、事業対象者で60%、契約ということに関して55.8%、約6割位しか答えていないんですね。調査が調査ですので、この回収率が非常に私にとってはですね、気になるんですね。ということは、変な話ですけど、一番最低のところ聞かれるわけですので、答える方がよくて、答えない方が悪くてというような印象を持ちますので、もしかしたらこの調査結果は、良く出る可能性がありますね。調査側としましては、25年からやっているということですので、業者が入れ替えることもありますけども、追跡調査をしまして、同じ業者が何度も回答していないのかどうかということも、把握されて、それで依頼をするときに色々工夫されるようなことをしておられますでしょうか。

(調達課) そうですね、そこはちょっと、そこまではやっております。この回答率の推移を見ますと、最初のうちはですね、9割近く、契約件数ベースで89%、事業所ベースでいうと87%とか、どう言いますか、受注者側と発注者側という立場の違いと申しますか、あまり対等な関係ではないというところがこの調査の特殊なところがございます、最初のうちは、要はこの調査に協力しないと、例えば、県から指名が受けられなくなるとかですね、そういうペナルティがあるんじゃないかというふうに感じられた業者さんもおるんじゃないかなとちょっと推測いたしますが、ただ、そういったことで競争入札に参加させる障壁と申しますか、そういったことにした場合には、それは、仮に訴訟等になった場合、負けている事例もいくつもあるものですから、そういうことは一切しないという前提のもとに今回の調査をやっておりますので、何回か繰り返しているうちにですね、答えなくても特にペナルティはないんだということが業者さんの中でもだんだん知れ渡ったと申しますか。そういう感じで回収率がだんだん下がってはきています。27年度で72%、28年度で65%位です。ちょっとこちらでも回収率が非常に重要であるということはおっしゃる通りなんで、回答がない場合にですね、単に面倒なので回答していない業者さん、それとも本当に不当な賃金を支払っていて確信犯的に回答しない事業者さんが混じっているとまずいので、今後は、発注者側と受注者側という立場の違いの問題はあるんですけども、回答率が持ち直していかないようであればですね、メールで、督促というような強い調子ではありませんが、協力依頼と申しますかね、そういった形で、回答を促すようなことはやっていきたいと考えております。今回のこの調査が、特別法と申しますか、法律に基づく強制権のある調査ではございませんで、あくまで受注者側の協力を得て行っているものですから、後は、先ほども申し上げました、発注者と受注者という力関係上、あまり対等ではないという、そういう中での調査でもありまして、あえて踏み込んで督促までは今まで行っていなかったんですけども、やはり、確信犯的に回答してこないようなものがあると、それは調査結果に影響してまいりますし、まずいかなというところは、こちら問題だと考えておりますので、今回の、平成30年度の調査からは、回答してこないところに対しては、メールによる協力依頼は、行っていく予定にしております。

(森崎会長) 他にご意見は。

(新瀧委員) この結果の概要以外に報告書というものはあるんですか。

(調達課) いえ、ここで公表しているものが全てですね。

(新瀧委員) 調査票の中で、この概要で使っていない、例えばボーナスの年間支給額とか、そういった使っていない項目があるように見受けられるんですが、それは聞かなくてもいいんじゃないのかなと思って。手当とか色々、細かく聞かれてますけれども、基本的には時間あたりの時給換算のものだけが概要で集計されているように見受けられるんですけども。

(調達課) そうですね。

(新瀧委員) そうすると、採用されないような部分も記入するのが面倒で回収率が落ちてるとすると、集計してない部分を聞かないことによって、調査票の煩雑さがかなり緩和されるのではないかなというふうに思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(調達課) 色んな業種で色んな賃金形態のものが含まれているので、調査開始当初は、これもないとまずいという形で、おそらく記載していると思うんですね。業者様から集めている調査票の中を確認してですね、それが、結果に反映しないような項目があるとすれば、確かに、仰るように、公表に繋がらないような項目を集めるというのは、業者様に一方的な負担を与えることとなりますので公表に繋がらないという形が確認されるようであれば、項目については見直しを考えたいと思います。何の理由もなくここに入っているというのは考えにくいので、おそらく過去の調査で、この項目がないと、結果が公表できないということがあったとは思いますが、今の段階ですぐにお答えできませんので、そこは確認させていただきます。

(新瀧委員) 概要の所で一点直した方がよいと思われるところがありますので。表4の支払賃金等の状況のところ、下の注のところ、最低賃金の列の合計欄という記入があるのですが、上の表頭を見ると最低賃金というところはないので、正確には最低金額における、人数の合計欄とした方が適切でいいと思います。同様に、右側の表の6のところの注も同じなんですが、この表の場合では、合計ではなくて小計なので、最低金額における人数の小計欄と書いてあると、注を見たときに、どこを見るのが適切か分かるので、見つけるべき場所を見つけやすくなると思います。あとその間の5の職種別賃金の状況の表なんですが、他の表との整合性を取るのに、2列目の一番上のところが空欄になっておまして、他の表頭ではここが労働者数と書いてありますよね、労働者数と入れた方がよいのではないのでしょうか。こちらの表だけ、小数点第2位までで、ちょっと見にくい感じがありますので、これは小数点第1位までで構わないと思います。

(調達課) 十分ですね。はい。

(伊藤委員) 今見ていただいた概要の4とか6のところなんですけれども、平均経験年月のところ、例えば、3年10月とかなっているんですが、10か月とかのほうがいいんじゃないかと思うのですが、経験の場合は。

(調達課) 表記の仕方の話になるので、この辺りは内部で検討させていただきまして、県土整備局の方とも相談した上で、必要があれば修正させていただきます。

(森崎会長) 他にご意見はありますか。

(平湯委員) 平成25年度より調査されてきたということですが、気になった点がございますのでお伝えさせていただきます。諮問案件1-3ページですが、先ほどもお話がありましたが、手当については何段階かで確認するということですが、ここでは例として、現場手当、技能手当、資格手当、運転手当とあり、資格手当だけ詳細が書かれておりません。何故でしょうか。また4ページで③補助的手当としていくつか例が上がっていますが、都市手当(地域手当・物価手当)、へき地手当の記載の仕方を御確認された方がよいのではと思います。地域手当に都市手当・へき地手当が含まれているのではと思います。また5ページ3行目で、「一契約シート」という表現が出ていますが、同ページに「1契約1シート」という記載がありますので、表現の統一をした方がよいと思います。さらに、8ページの表ですが、表頭に「平成29年」と表記がありますが、これは、「平成30年」に直された方がよいのではと思います。

(調達課) これは、大変失礼いたしました。ありがとうございます。精査が足りないものを先生方にお渡ししてしまって大変申し訳ございません。

(三井委員) ちょっと細かいことですが、諮問案件の1-3ページ目の実施要領のところ、上から3行目、ご不明な点がある場合は8ページと書いてありますが、これ10ページですよ。それから、6ページ目の「8番号(A)」のなお書きのところ、6ページの記載通りにと書いてありますが、これは、8ページ目の16番※シフト制等、のところの記述だと思しますので、該当部分のページがずれていると思います。それから、同じく8ページの16-②の「4行目」の4は漢数字の四だと思しますので、そこは合わされた方がよいと思います。それから、11ページの依頼文の1の下のところ、別紙記載要領と書かれていますが、これは3ページの実施要領のことだと思しますので、用語を揃えられた方がよいと思います。

(会計局調達課) そうですね。

(三井委員) 報告書の概要の方で、例えば、概要の3枚目の結果(一般業務委託)の、表1労働者の年代構成の労働者数の合計の数字が517になっていまして、他の表の労働者数の合計も517になっています。一方、表6地域別賃金等の概況で、地域別に職種ごとになっていますが、労働者数を全部足すと515になって、労働者数が2つ足りないのです。何が足りないのかなと思って調べてみたら、警備の数字が前の表5では、107になっていますが、表6の各地区の警備の数字を全部足し上げると105になります。だから、警備の数字が2つどこかで計上ミスか、何かしているのかもしれない。

(調達課) おそらく5の方が正しくて6に入れ漏れがあると思いますので、これは戻りましてすぐ確認して正しいものにいたします。

(三井委員) これが、107だったら動かないんですけども、これが全体105だとすると、全体がずれてしまうので。

(調達課) これは問題なので、すぐに確認をした上で、再度正しいものを載せるようにいたします。

(三井委員) それからあともう一つ、今の概要の2枚目のところの記述のところ、他の今までの1の調査結果について、オのところ色々細かく書いてありましたが、カのところ、地域別支給賃金の状況につきまして、地域別では職種ごとに顕著な賃金格差は確認されなかったと書いてありますが、これは、地域別の中で各職種間の賃金差のことを指しているのか、それとも、同じ職種について差があった、差がなかったということを行っているのか、どちらのことで捉えているのでしょうか。

(調達課) 県内の地域毎に、地域県政総合センターがあるんですけども、その管轄区域毎に便宜的に分けてこの表にしたんですが、その中で、地域毎に偏在があるとまずいという意味なんです、同じ職種で、誤解といいますか、このままだと曖昧すぎる表現なのでもう少しはっきり分かるような形に書いたほうがよいというご意見ですね。

(三井委員) 一つの地域における色々な職種の中で賃金差があるのは、仕事の中身が違うから当たり前の話だと思いますが、それから意図するのは、一つの職種で地域が違って、賃金格差はないよということを記述されたのかなとは思いますが、実は、この中で見てみますと、電気設備保守・運転につきまして、平均賃金、一番右端の賃金単価の平均のところですが、一番高いのは県央が3,127円、それに対して県西が1,777円、2倍ぐらい差がありますよね。これが一番大きな差ですが、他のところにつきましても、大体1.5倍以上開いているところもあります。だからそうすると顕著な差というのが、「2倍以上を顕著な差とするから、顕著な差ではない」と言っているのか、「全体に比べてもっと差が小さい」と言っているのか、県全体の平均値に対して、上下にぶれている部分がありますので、書き方は少し工夫された方がよろしいかと思います。そうでないと職種間に顕著な差がないという話が必ずしもそうではない気がしますので、ここは検討された方がよいと思いました。

(調達課) そうですね、今のご指摘も踏まえまして、表現の仕方につきましてはこちらでも検討させていただきたいと思います。

(三井委員) 多分、検討されるときに職種ごとに各地域を一覧にすれば分かりますので、そこはご検討されたらと思います。

(岡部副会長) もう一点ちょっと伺いたいと思うんですけども、前回の調査で最低賃金956円を答えている人はたくさんいる訳ですけども、それより下回る額を答えた人いないんですか。

(調達課) そこはございませんでした。

(岡部副会長) それは実態としても、行政という立場として、それはありえないということですか。

(調達課) 今回の調査で出てきたものは純粹になかったということですね。先ほども申し上げたように、こちらの調査がですね、法律に基づく調査という訳ではないものですから、例えばこれが労働基準監督署とかですね、そういった、労基法を所管している部署がやるのであればですね、当然意味合いが違ってきますが。

(岡部副会長) そうですね。これ行政指導のために使うものではないという前提で調査していて、正直に答えてもらっても何の不利益はないと謳ってはいるので。だからこういう結果が出てこれは正直に答えたというふうに判断できるのか、あるいは、実際にはそういうことを気にして答えたと窺われるのか、その辺の考えをちょっとお聞きしたい。

(調達課) あまり業者さん、そんなに、どうでしょうかね、最初のうちは、先ほども言いましたように、これに答えないと、指名が受けられなくなるとか、そういうのがあったと思うんですね。

(岡部副会長) 今はわりと自由にやっていると。

(調達課) そうですね。それほど気にされては、まあ、うちも調査票には、指導を目的として行うわけではないということは入れていますし。

(岡部副会長) そうですね。依頼文のところで謳っている。ここはまあ、強調の線か何かをひいてもいいくらいですね。

(調達課) 調査権限という意味でいえば、これは労働基準監督署の専管事項でありますから、まあ、我々は単に発注者の立場でやっているだけです。それを指導する権限はないということです。実態をありのまま出していただかないと、こちらとしては意味がないので、はい。

(岡部副会長) その点に関して、もう一点だけお聞きしたいのですが、公共事業の発注の場合には二次下請、三次下請については関知しないということになっていると思うんですよ。ところが今回の場合には、もしかすると、直接本人に聞くために、本人の名簿みたいなものを作って本人に聞くことも考えられるのではないかと、調査方法として。

(調達課) そうですね、調査方法としてですね、特に工事系の労働組合さんとかですね、そういったところで、今、神奈川県庁の本庁舎で、大規模修繕とかやってるんですけども、その中で実際に働いておられる方の賃金の聞き取りをされているというような話は聞いたことはあります。ただ、仮にそういう手法を採るとするとですね、それが実際に正しいかどうかというのを一体誰が担保するんだっていう話になってきますし、こちらとしては賃金台帳とかそういうものに基づいて、お支払いになっているものを調査票に記入して出していただくというやり方をするしか、マンパワー的に難しいのかなというところがありましてですね。実際に働いてらっしゃる方に、組合さんの場合は聞き取り調査とか、そういった形でおやりになったという話は聞いてますけども、それをすべての職種にあたって県の方で仮にそれをやるとなると、現状の職員数では到底それは不可能ですし。

(岡部副会長) 私が申し上げたいのは、名簿みたいなものは作れる立場にはあるのかどうか。

(調達課) 名簿と言いますと。

(岡部副会長) 受注業者の人に間接的に聞いてもらう、書いてもらうのではなくて、直接雇用者の方についての名簿が作ることが可能であれば。

(調達課) 現状は、調査票に実際にお支払いになっている方の、一列ごとにAさんBさんCさんという形で書いていただく形となっております、どなたのものかまでは、特定できないということになっています。

(岡部副会長) 受注業者の人が、間接的に、本人が書くのではなくて、肩代わりして書いていると。

(調達課) 賃金台帳上、これだけ払っているというものがあるわけですから、そこを転記してもらっているという形ですね。

(岡部副会長) ああ、業者の賃金台帳。

(調達課) そうですね、そうです。

(岡部副会長) 県が、その賃金台帳を持っていたりしないから、その人たちについてのリストは作れないということですか。

(調達課) そうですね。賃金台帳まで踏み込んでやると、それはもう労働基準法の指導の範疇になってしまいます。単に発注者である立場の県がそこまでやるっていうのは、法令上の根拠もなしにそこまでやるっていうのは、非常に難しいですし、あとは、労基法を専管している労基署の所管を侵しかねないですね。そこまではちょっと労基署が許してくれないというふうにも考えます。

(岡部副会長) 賃金台帳は難しいかもしれませんが、どういう人が業者によって庁舎に出入りしているのかがわかる名簿のようなものがあればそれが使えるのではと思いましたが、そういうのを使うというのも難しいんですか。

(調達課) 例えば清掃とかであればですね、トイレとかを定期的に清掃する方が、いつチェックしたという形のものを貼りつけておられるような業者さんはいらっしゃいますけれども、ただ、発注者側である県の色んな所属があるわけですが、その所属が実際に働いておられる方のリストまで持っているかは会計局で調べた訳でもありませんので、ちょっとなんともそこは申し上げにくいですね。

(森崎会長) ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、諮問依頼課は委員から出された意見を十分考慮し、必要に応じて会長である私に報告いただくことを条件にこの調査を実施することで了承してよろしいでしょうか。

<一同了承>

(森崎会長) それでは了承することにいたします。答申につきましては、本日の審議を踏まえたうえで、会長である私に一任ということでよろしいでしょうか。

<一同了承>

(森崎会長) ご了承ありがとうございました。

【審議案件2「神奈川県外国人観光客実態調査（ヒアリング調査）」】

【審議案件3「神奈川県外国人観光客実態調査（留め置き調査）」】

(森崎会長) 国際文化観光局観光部国際観光課が実施を予定しております諮問案件2「神奈川県外国人観光客実態調査（ヒアリング調査）」及び諮問案件3「神奈川県外国人観光客実態調査（留め置き調査）」について審議します。諮問案件2と3は関連する事案ですので、一緒に審議するということがよろしいでしょうか。

<一同了承>

(森崎会長) それでは、ご了承いただきましたので、この調査について諮問依頼課から説明をお願いします。

<国際観光課から調査内容を説明>

(森崎会長) ありがとうございました。ただいま、説明のありました調査内容につきまして、ご意見のある方は発言をお願いします。

(森崎会長) ヒアリング調査の方の諮問案件2の4ページのアンケート調査票の件なんですけれども、まず、問1に今回の旅行で訪問した神奈川県地域をお答えくださいとあり、答えた後に、問2以降がいわゆるフェイス項目になっておりまして、ずっと飛びまして、12番になりましたら12番の関連質問として13番、14番とありまして、15番でいきなりまた、元の質問1に戻るんですね。こういう形となっているので、なんかこう、質問が12番以降が12番、13番と順番に絡まっているのですが、問1に関しては、しばらくほったらかきにされていきなり聞かれる。変だなと思って、実は、留め置き調査の方を見ましたら、留め置き調査は、諮問案件3の6ページですけれども、最初に問1がいわゆるフェイス項目になっておりまして、ずっときまして、それで同じようなことになりまして、次のページ問14で、先ほどありました、地域を聞く、どこに訪問したかという地域を聞かれまして、15番以降はそれに関する項目がずっと続いていますね。こちらの方が非常に自然で、実は訪問先に関する関連項目が非常に多い訳です。ずっと繋がって、最後まである訳です。先ほどは飛んでいると言ったんですけれども、何かわざわざ変えたのには意図はありますか。

(国際観光課) この設問の順については、昨年度と同じにはなっているのですが、意図としては、14番までは選択で選べるような形で、記述が必要なものを後に回したという形になっています。今ご質問いただいた通り、質問がまた前のものに戻ってしまうので、不自然だということであれば、これ、順番を入れ替えることは可能かと思しますので、そこは。

(森崎会長) もし、特別な意図がなければ、留め置き調査の方のように後に固めた方がいいと思います。それに関する質問がすごく続きますよね。記入事項で色々調査が複雑ですので、後に置かれた方がいいかもしれませんね。

(国際観光課) それはちょっと検討させていただいて、そのようにできればと思います。難しいということであれば、また。

(森崎会長) 調査を依頼する方も色々な経験があるでしょうから、検討していただければ、よろしくをお願いします。

(国際観光課) すいません、補足させていただきますと、ヒアリング調査ということですので、ヒアリングの調査員が口頭で進めていくという段取りになりますので、先に、神奈川県地域について出しても、それほどアンケートに対しての難易度というのは、調査員がフォローしてくれるのかなというところで、一つ目に持ってきているというのがあります。また、留め置きになりますと、簡易的なものが対象に入っているので、これはやはりアンケートに対しての抵抗をなくすために、自分の個人情報を書けるようなアンケートにしておく、この後のちょっと難しいアンケートの問題に対しても、導入の部分からスムーズにいけるかな、というところで、ヒアリング調査と留め置き調査票との違いがあるという指摘をさせていただきます。

(森崎会長) 分かりました。はい、他に。

(新瀧委員) 自分の調査経験からいうと、やはり、だんだんだんだんと選択肢で結構、埋まっていて、最後にお聞きした方が、回答する側は答えてくれやすい。それから、フリーアンサーみたいなことを聞いてくると、もう面倒くさいからじゃあね、ということになってしまうので。これですと、調査員がやるやつの8割位が埋まっていたら、お聞きしたことの形になる。経験上、そのほうが聞きやすいということが背景にあるのではないかと思います。

(三井委員) 今の関連で、今の話からすれば、問1を問14番に持って行って、問2からは全部一問ずつずらして繰り返してしまえば、2番から問1まで一連で作業ができる。

(新瀧委員) 聞く場合に、今回の旅行でどちらに行かれましたかというところではなくて、あなたはどこの国の方ですかというような、人定質問みたいなところから入るよりも、観光の調査であるということが一番初めにもっていく方が、いきなり話しかける側からすると話しかけやすい。

(三井委員) 警戒されないという意味ですね。失礼いたしました。

(新瀧委員) 何人ですか、というような。

(三井委員) 分かりました。

(森崎会長) なるほど、よくわかりました。

(国際観光課) 皆様の意見を踏まえて検討させていただきます、ありがとうございます。

(新瀧委員) いくつかよろしいですか。まず、諮問案件3の4ページ、一つは誤植なんですけど、協力依頼の部署名で、国際文化の化が抜けている。

(国際観光課) 失礼いたしました。

(新瀧委員) 二つ目は調査期間なんですけど、前年調査を見ると、最大30日だったのを、今回は、連続する30日に今回、変えられているんですけども、その変更の趣旨というのは、どういったところにあるのですかね。

(国際観光課) すいません、そこは確認してお答えするというだけでもよろしいでしょうか。

(新瀧委員) この時期を考えると、連続するという方が、契約条件を守るのがきついと思います。どういうことかということ、昨年の気候を考えると、台風が襲来している中でも、連続条件を満たすために、誰も来ない中で、アンケート調査しなければいけないというよりも、最大ですと、20日でもいいじゃないかという部分なので。契約で連続するという形で明記されると、空振りに終わる日もあるなというふうに思うので、趣旨をご確認いただければと思います。

(国際観光課) はい、ありがとうございます。

(新瀧委員) 続きまして、諮問案件3の7ページの間13なんですけど、報告書の方を見ると該当するページが報告書の方を見ると、該当のところは46ページとなるのですが、交通パスを利用しなかった理由という設問なんですけれども、前年の設問を見ると、その他が210件で半分近くを占めていて、一番多いんですね。通常、継続調査ですと、その他の中身を分析して、ここが、まとまるカテゴリがあるのであれば、別途その設問を変えるというのが常套だと思うんですけど、今回、前回の半分近くを占めるその他の内容をご検討されたのかということをお聞きしたい。

(国際観光課) そうですね、このその他の中身についての検討はおそらくしていないと思うので。

(新瀧委員) 調査の趣旨が不満とかそういったところで、外国人観光客の人へのおもてなし度を上げることが調査の趣旨なので、交通パスを使用しなかった理由の、この部分は非常に重要ではな

いかと思いますので、前回の内容でこの部分で、もっと調べるべき部分というのを検討して選択肢を作られた方がよろしいかと思いました。

(国際観光課) はい、ありがとうございます。

(新瀧委員) 前回のクロス集計表の計画を見ると、今回に比べてすごく丸の数が多い。言い換えると、今回、クロス集計の数がすごく少ないのですが、見ないところをクロス集計させるということは無意味だとは感じているのですが、不満点ですとか、問17、問19とかのような不満点のところは国地域と訪問地域のクロスだけではなくて、もしかすると、こういった、一人旅ならではの不満とか、大人数旅行ならではの不満とか、別の姿が見えてくる可能性もあるので、少なくとも満足点とか、不満足点に関しては、クロス集計だけは、しておいた方がいいのではないかなと思います。

(国際観光課) 問17については特にということですか。

(新瀧委員) 満足なところはいいんですが、不満なところというのは改善する必要があると思いますので。そこは、情報だけは集めておいた方がいいというふうに思います。

(国際観光課) ありがとうございます。

(新瀧委員) 不満なところは改善する必要があるので。

(国際観光課) ありがとうございます。

(平湯委員) 今回の調査は「同伴者の人数をお答えください」とありますので、団体で来ている方は、団体の中の一人を調査する、何人のグループでも一人が回答するということだと思うのですが、結果報告書の例えば10ページ、11ページの性別は、これは、団体のうちの一人（調査回答者）の性別です。例えば11ページの表ですと、上の表を見ますと、アジアからは女性が多くて、ヨーロッパからは男性が多いというように、間違った読み方をされてしまう可能性があります。ミスリーディングが生じないように、図表のキャプションや備考欄に「調査回答者の性別」のように「調査回答者」という表現をいれておかないといけないと思います。

(国際観光課) そうすると、そうですね、それが。

(平湯委員) 回答した人の性別ですよ。

(国際観光課) そうです。

(平湯委員) 同伴者の方の性別を調査している訳ではないんですよ。

(国際観光課) そうですね。

(平湯委員) それでは一言入れておかないといけないと思います。

(国際観光課) それは、多分、性別とか年齢とかにも関わることなので、書くとしたら最初のところ、全部にかかるようなところに書かせていただきたくような形になるかと思いますので。はい、分かりました。

(安達委員) 報告書の49ページで、参考にした情報というので、何も参考にしなかったというのがすごく多いのですけれども。個人旅行の方が多いのに、個人旅行の人達は何を参考にして来たのかなというのが、ちょっと不思議に思いました。この調査は、すごくいい調査だなとは思うのですけれど。この調査は、何のためにするのか、よく、調査で回っていると聞かれるのですけれども、目的のところを、こういう目的でこの調査を行っていますということを言うのですけれども。この調査をしてどういうふうに変ったかというのにすごく興味を持ちます。なので、是非知りたいと思います。

(国際観光課) 昨年度も調査をさせていただいているのですけれども、その結果とか、出たものについては、そうですね、やっぱり、この調査の中で困ったことというところで、コミュニケーションの部分が困った点、不満な点が多かったということもあって、県の方の施策として、多言語コールセンターという、今は、英、中、韓の3ヶ国なんですけれども、そういったサービスを事業者、中小とかそういう事業者を対象に試験的に始めてみたりをしていて、外国人旅行者の方が困った時に、例えば、ホテルとかそういうところの人が、英、中、韓の言葉で分からないということがあれば、コールセンターを使っていただいて、コミュニケーションを図っていただく、というようなものを始めたりして、県の施策に反映するような形にはしています。49ページの調査の結果なんですけれども、この、アンケートの中に入っているこの情報ですね。こちらが、神奈川県国際観光課が作成しました、ウェブサイトのパージで、正直なところ、参考としなかったという結果は、お恥ずかしい限りなんですけど、この数字を参考にしまして、今年度も、より良い情報を提供するにはどうしたらいいかという機運も高まっているので、結果を踏まえて今年度もいきたいと思います。一点、ベトナムを注目していただければ、外国語のウェブサイト、こちらが33%を占めておりまして、参考としなかった、25%を上回っている。やはり、知事が率先してPRされているということで、ベトナムに対してはある一定の結果が出せたのかなということで、こちらは、いいモチベーションになったとポジティブには思っています。多言語の情報のウェブサイト神奈川県の方でやっているのですけれども、今言った、ベトナムとかタイとかがここで比率が多いということもありまして、この7月から、そのウェブサイトの方にベトナム語とタイ語を追加させていただいて、今、全部で日本語も入れて7言語でウェブで情報を提供しているところです。

(岡部副会長) 不満点というのは、非常に重要なはずですよ。そこのところから、何を切り取って、今後どうしようとしているかというところ。そもそも、戦略的なプロモーションや受け入れ環境整備に関わる施策など、そもそも、どういう問題意識があるのか、そして問題意識が変わって、調査票の中身が変わってきたというような経緯があるのかその辺をちょっと。

(国際観光課) 昨年度と調査票の変更点というと、去年までは消費金額というのは入れていなかった

んですけども、昨年この審議会の中でも、消費金額って必要なんじゃないですかというご意見をいただいたこともあり、今年度から、消費総額とその内訳を簡単にですけど、聞くような形にさせていただいています。神奈川県としても観光立県を目指しておりますので、県内でなるべく消費額を上げたいというところがありますので、この、消費総額と消費の内訳、内訳を見ると、こういったところにお金が使われているのか、どういうところがプロモーションすべきところなのかというところが分かるのかなというところで、こういった設問を増やしております。

(岡部副会長) 観光立県としてやっているというのと、呼び込むためにどういう戦略が、これからどういう風にしていけば、その流れが太くなるのか、その辺の問題意識は。

(国際観光課) これは、この調査票とかぶってこないところもあるかとは思いますが、やはり、観光立県としてやっていくためには、色々な、これから、ラグビーワールドカップとか、オリンピックとかある中で、色々な国の方が神奈川県を訪れる可能性があるということで、先ほど申し上げました、観光情報のウェブサイトの多言語化をより一層進めるとか、あと、神奈川県内で観光資源になるような観光スポットとか、ホテルとか、そういった、観光資源であるものを選んで認定するというのを、「神奈川県観光魅力創造協議会」というのを立ち上げて選定しているんですけども、その観光資源を回るモデルルートとかを作って、先ほど申し上げたウェブサイトに掲載したり、旅行会社さんに売り込んだりとか、というようなこともしております。

(岡部副会長) 移動が複雑だと答えている人が結構多い、一番多いんですね。あれどういう意味なんでしょうかね、よく分かりませんでした。多分、そういう案内が関係しているのでしょうかね。

(国際観光課) やっぱ、神奈川県観光地っていうと、鎌倉、江ノ島、箱根、あと横浜という形で、県内それぞれに分散しているんで、そこを、公共交通機関で移動するとなると、JRだけではなくて、他の公共私鉄、小田急さんとか江ノ電さんとかを使わないといけない。切符が違うとか、バスを使わなければいけないということになると、また、買い方が違うとか、そういうところで複雑だというのはあると思うんですね。そういうのがある中で、この調査票で観光パスのこととか結構、聞いているんですけども、どういうパスが使われているのかとか、どういう周遊をしているのかというところを調べることで、より良い、周遊に便利な手段とかを考えることができるかなと思います。

(岡部副会長) NTTデータって、確か、携帯のNTTのアプリを使っている人がどう移動したのか、こういうアンケートをしなくても、かなり詳しく旅行者の移動データをとらえていますよ。ああいうものとか、あるいは、全国レベルの調査もある程度ある。そういうものと今回の調査とを組み合わせたり、相互に対比したりといったようなことはやっておられないんですか。

(国際観光課) はい。NTTデータの方は予算的なものがあって。昨年までは買っていたんですけど、今年度からは難しくなっちゃいました。

(岡部副会長) 高そうですね。

(国際観光課) あとは、国の方で提供しているデータとかを使いながら平行して。

(岡部副会長) あちらのデータと、ここに出てきたデータは割と一致しているんですか。あるいは食い違いがあって、ここがおかしいんじゃないかとかっていうのがあるのですか。

(国際観光課) そうですね。大筋ではやっぱり、観光地として集まるようなところは同じような形なんですけれども、そうですね。やっぱり国のデータとかだと、神奈川県横浜市だったら、横浜市に来た位までしか分からないんですけど、この統計調査を見ると、その属性とか、その目的とかそういうところまで分かりますので、そこを併用していくのは、意味があるのかなと思っています。

(岡部副会長) 前回も同じことをお聞きしたと思うのですがけれども、パッケージツアーの人が非常に少ない。空港とかで聞くとときに、個人でばらばらな人を引き留めるのは比較的簡単だけど、団体旅行の人を一人だけ引き留めるのは難しいなどの理由から、団体の人と個人旅行を必ずしも満遍なく聞いていないのではないかと気になったことがあります。その辺あまり気にしなくてよいのでしょうか。やっぱり、パッケージツアー、団体が減っているというふうに考えていいのでしょうか。

(国際観光課) 恣意的にはならないように調査員には伝えているので、あえてパッケージツアーを選ばないというか、そういうことはしてないと思うのですがけれども。ただ、傾向としては、個人旅行が増えているというのがありますね。神奈川県は東京都と隣接している立地条件がありまして、非常にFIT、個人観光客の方が新宿とか、東京を拠点にして非常に増えている。これは箱根に関することになるが、団体が多いのは、ロープウェイと観光船になり、タイをはじめとした東南アジアの方々がバスを利用して河口湖に抜けるという団体旅行のルートであり、神奈川県はFITが過半数ほどを占めているのではないのかなと思っている状況です。

(岡部副会長) 個人旅行なのに、あまり情報を調べていないというのはやっぱりなにか変ですよ。

(新瀧委員) 県が作られた情報ということで。トリップアドバイザーとか、そこに出てないようなもので情報を取られている。県が作られたものではないもので情報を取られているというような。

(安達委員) これは、県のなんですね。

(伊藤委員) 参考にしていないという書き方が良なくて、神奈川県発の情報を参考にしていないと書かないと。

(新瀧委員) アンケート票では、この中のいずれもと書いてあって。

(伊藤委員) そう書かないと、若干、そこだけ見た人は、勘違いするかもしれない。

(岡部副会長) そうすると、彼らに人気の情報って何なのかというのを研究すれば、県がどういう情報を発信したらいいのかというのが分かるということですか。

(国際観光課) むしろ、その他とかにして、書いていただいた方がいいということですね。

(岡部副会長) 面白いかもしれませんね。

(国際観光課) 今、分かっているのは、インスタグラム、後はFacebook、Twitter。情報が乱立し過ぎて、インスタグラム、神奈川県というのだけで見てもヒットしない。生きたデータをお届けできればとは思っています。

(三井委員) 一つは思いつきなんですけど、先ほど、この調査の利用として、多言語センターを設けたという話がありましたので、例えばこの、留め置き調査の方の調査票の最後にでも、多言語センターがありますので、こういうところに何かあればお問い合わせくださいと書いておけば、何のためにこの調査をやったのという話のときに、実はこの調査をやった、多言語センターを設けたという実績がありますので、是非皆さんお使いになられたらというアピールもできると、よりこの調査が役に立つんだなというイメージがわくので良いかなと思います。

(国際観光課) ありがとうございます。

(三井委員) 報告書のところで単純ミスだと思うんですが、報告書の6ページ、外国人観光客の属性の2-1居住地のところ、ヨーロッパの下から3番目、4番目、スロバキアがはずつとなっている。場合によっては、チェコの下においた方が隣の国ですから、分かりやすいのかな。

(国際観光課) ありがとうございます。

(森崎会長) ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、諮問依頼課は委員から出された意見を十分考慮し、必要に応じて会長である私に報告いただくことを条件にこの調査を実施することです承してよろしいでしょうか。

<一同了承>

(森崎会長) それでは了承することにいたします。答申につきましては、本日の審議を踏まえたくえで、会長である私に一任ということでよろしいでしょうか。

<一同了承>

(森崎会長) それでは了承することにいたします。答申につきましては、本日の審議を踏まえたくえで、会長である私に一任ということでよろしいでしょうか。

<一同了承>

(森崎会長) ご了承ありがとうございました。それでは、本日の審議会は終了いたします。

会議資料

統計センターで閲覧できます。